

# 令和7年一級建築基準適合判定資格者検定

## 考査 A

受検地	受検番号	氏名
	頭符号( )	

## 問題

次の注意をよく読んでから始めてください。

### 【注意】

- この問題は、全て五肢択一式です。
- 解答は、各問題とも選択肢のうち正解と思う番号を、答案用紙の解答欄に記入してください（答案用紙は別紙です。）。
- この問題用紙の余白は、計算等に使用しても差しつかえありません。
- 建築基準法等の法令については、令和7年1月1日現在において施行されている規定により解答してください。ただし、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）、同法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和6年政令第172号）及び同法の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和6年国土交通省令第68号）」に基づく法令については、令和7年4月1日現在において施行されている規定により解答してください。
- 解答に当たって、問題に記載されている事項を除き、地方公共団体の条例、規則等の規定の内容については、考慮しないこととします。
- この問題については、検定終了まで在席していた者に限り、持ち帰りを認めます（中途退出者については、持ち帰りを禁止します。）。

【No.1】建築基準法の適用等に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物の自重、積載荷重等を支える床版は、「構造耐力上主要な部分」に該当する。
2. 天井面から 55 cm 下方に突出した垂れ壁で、不燃材料で覆われたものは、「防煙壁」に該当する。
3. ガス事業法第 162 条及び水道法第 16 条並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、建築基準法施行令第 9 条の「建築基準関係規定」に該当する。
4. 土地に定着する観覧のための工作物は、屋根を有しないものであっても、「建築物」に該当する。
5. 火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖する防火戸は、「建築設備」に該当する。

【No.2】建築基準法の手続等に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. 延べ面積 500 m<sup>2</sup> の共同住宅の用途を変更して、全てを寄宿舎とする場合においては、確認済証の交付を受けなければならない。
2. 建築主は、木造、延べ面積 300 m<sup>2</sup>、地上 2 階建ての事務所を新築する場合において、特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めたときは、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。
3. 建築主は、建築物の用途の変更に係る確認済証の交付を受けた場合において、工事を完了したときは、建築主事等の検査を申請しなければならない。
4. 定期に調査を要する建築物の所有者と管理者が異なる場合においては、管理者がその結果を特定行政庁に報告しなければならない。
5. 特定行政庁が特定工程の指定と併せて指定する特定工程後の工程に係る工事は、当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

【No.3】特定行政庁等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築監視員は、原則として、建築基準法第9条第10項の規定の施行に必要な限度において、建築基準法令の規定に違反することが明らかな修繕の工事中の建築物、当該建築物の敷地又は建築工事場に立ち入り、当該建築物を検査し、又は当該建築物の建築主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し必要な事項について質問することができる。
2. 特定行政庁は、建築基準法令の規定に違反した建築物について使用禁止の命令をした場合、当該命令に係る建築物の設計者等の氏名、住所等を、建築士法等の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。
3. 特定行政庁は、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている建築物の構造が著しく保安上危険であると認める場合においては、当該建築物の所有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却を命ずることができる。
4. 特定行政庁は、国、都道府県又は建築主を置く市町村の建築物について、建築基準法令の規定に違反すると認める場合においては、直ちに、その旨を当該建築物を管理する国の機関の長等に通知し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを要請しなければならない。
5. 建築審査会は、建築基準法令の規定に違反した建築物について、緊急の必要がある場合においては、建築基準法第9条第2項から第6項までの規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、使用制限の命令をすることができる。

【No.4】一般構造に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 集会場の用途に供する床面積200m<sup>2</sup>の居室に、換気に有効な部分の面積が10m<sup>2</sup>の窓を設けた場合においては、換気設備を設けなくてもよい。
2. 長屋の天井の全部が強化天井であり、かつ、天井の構造が、隣接する住戸からの日常生活に伴い生ずる音を衛生上支障がないように低減するために天井に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる場合には、当該長屋の各戸の界壁は、小屋裏又は天井裏に達しなくてもよい。
3. 中学校における生徒用の階段で、避難階以外の階から避難階又は地上に通ずる屋外の直通階段の幅は、140cm以上としなくてもよい。
4. 石綿が添加された建築材料が使用されていることにより建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている小学校について、基準時における延べ面積が5,000m<sup>2</sup>のものに増築して延べ面積6,000m<sup>2</sup>とする場合、増築に係る部分以外の部分においては、添加された石綿を建築材料に固着する等の措置が必要となる。
5. 準工業地域内の住宅の居室(天窓を有しないもの)で、外側にぬれ縁ではない幅1mの縁側を有する開口部(道に面していないもの)の採光補正係数は、隣地境界線からの水平距離が5mであり、かつ、採光関係比率が0.24である場合においては、0.7とする。

【No.5】建築物の構造計算に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が国土交通大臣の定める基準に基づいて規則で指定する区域内における木造の建築物(建築基準法施行令第46条第2項第一号に掲げる基準に適合するものを除く。)において、標準せん断力係数を0.3とした。
2. 地震時における建築物の振動の性状を適切に評価して計算をすることができるときを除き、 $Z = 1.0$  の地域において、地盤面からの深さが16mである建築物の地下部分の水平震度  $k$  を0.06とした。
3. 限界耐力計算において、地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれがなかったため、損傷限界変位が  $\frac{1}{120}$  を超えないことを確かめた。
4. 柱又は基礎の垂直荷重による圧縮力を計算するとき、建築基準法施行令第85条の表を用い、ささえる床の数が2である劇場(固定席)の積載荷重を  $2,470 \text{ N/m}^2$  とした。
5. 基準強度  $F$  が  $390 \text{ N/mm}^2$  で径29mmの異形鉄筋であったので、長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度を  $195 \text{ N/mm}^2$  とした。

【No.6】建築物の構造方法に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 保有水平耐力計算によって安全性が確かめられた鉄筋コンクリート造の建築物において、柱の帶筋比は、0.2%以上としなくてよい。
2. 階数が2以上の木造の建築物における隅柱について、接合部を通し柱と同等以上の耐力を有するように補強した場合は、通し柱としなくてもよい。
3. 木造の建築物において、引張力を負担する筋かいは、厚さ3cm以上で幅9cm以上の木材又はこれと同等以上に引張力を負担することができる材料として国土交通大臣が定めたもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたものを使用したものとしなければならない。
4. 鉄骨造の建築物において、構造耐力上主要な部分である鋼材の筋かい(圧縮力を負担するもの)の有効細長比は、250以下としなければならない。
5. 鉄骨造の建築物において、構造耐力上主要な部分のうち圧縮応力又は接触応力以外の応力が存在する部分の材料は、炭素鋼又はステンレス鋼としなければならない。

【No.7】防火・耐火に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、耐火性能検証法、防火区画検証法及び避難上の安全の検証は行わないものとする。

1. 延べ面積 3,000 m<sup>2</sup> の主要構造部が不燃材料で造られた機械製作工場(耐火建築物又は準耐火建築物ではないもの)は、防火上有効な構造の防火壁又は防火床によって床面積の合計 1,000 m<sup>2</sup> 以内ごとに有効に区画しなくてもよい。
2. 給水管、配電管その他の管が準耐火構造の防火区画を貫通する場合には、当該管と準耐火構造の防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。
3. 同一敷地内にある 2 以上の木造建築物で、その延べ面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup> を超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とし、その屋根の構造を建築基準法第 22 条第 1 項に規定する構造としなければならない。
4. 病院の用途に供する部分(天井は強化天井ではないもの)の防火上主要な間仕切壁(自動スプリンクラー設備等設置部分を除く。)は準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。
5. 2 階を床面積 300 m<sup>2</sup> の共同住宅、1 階を床面積 200 m<sup>2</sup> の共同住宅と床面積 100 m<sup>2</sup> の自動車車庫とした建築物は、異なる用途部分の区画に用いる特定防火設備を、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有するものとしなくてもよい。

【No.8】避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、居室については、「建築基準法施行令第 116 条の 2 に規定する窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。また、避難階は地上 1 階とし、「避難上の安全の検証」は行わないものとする。

1. 体育館の体育室から地上に通ずる階段の部分には、非常用の照明装置を設けなくてもよい。
2. 病院における患者用の廊下の幅は、両側に居室がある場合、1.6 m 以上としなければならない。
3. 建築物の高さ 31 m 以下の部分にある 3 階以上の各階において、道に面する外壁面に、幅及び高さが、それぞれ、75 cm 以上及び 1.2 m 以上の窓で、格子その他屋外からの進入を妨げる構造を有しないものを当該壁面の長さ 10 m 以内ごとに設けている場合においては、非常用の進入口を設けなくてもよい。
4. 地下街の各構えの接する地下道の幅員は、5 m 以上でなければならない。
5. 10 階建ての建築物で、6 階以上の階を床面積の合計が 2,000 m<sup>2</sup> の物品販売業を営む店舗の用途に供する場合は、その 6 階以上の売場に通ずる 2 以上の直通階段を設け、これら全てを特別避難階段としなければならない。

【No.9】建築設備に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 準耐火構造の床若しくは壁又は防火戸その他の政令で定める防火設備で床面積 200 m<sup>2</sup> 以内に区分された共同住宅の住戸には、窓その他の開口部で開放できる部分の面積にかかわらず、排煙設備を設けなくてもよい。
2. 高さ 31 m を超える建築物において、高さ 31 m を超える部分を全て建築設備の機械室とする場合は、非常用の昇降機を設けなくてもよい。
3. 鉄骨造、延べ面積 1,500 m<sup>2</sup>、地上 3 階建ての物品販売業を営む店舗の売場においては、全館避難検証法により、全館避難安全性能を有することが確かめられた場合であっても、原則として、非常用の照明装置を設けなければならない。
4. 管の外径が当該管の用途・材質その他の事項に応じて国土交通大臣が定める数値以上である給水管、排水管その他の管が、準耐火構造の防火区分を貫通する場合においては、原則として、これらの管の当該貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に 1 m 以内の距離にある部分を不燃材料で造らなければならない。
5. 床面積の合計が 100 m<sup>2</sup> の住戸において、発熱量の合計(密閉式燃焼器具等又は煙突を設けた設備若しくは器具に係るものを除く。)が 9 kW の火を使用する器具を設けた床面積 12 m<sup>2</sup> の調理室には、1.2 m<sup>2</sup> の有効開口面積を有する窓その他の開口部を換気上有効に設けた場合であっても、所定の技術的基準に従って、換気設備を設けなければならない。

【No.10】都市計画区域又は準都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 土地区画整理法により新設される幅員 6 m の事業計画のある道路で、2 年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したものは、建築基準法上の道路である。
2. 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法等によらないで道を築造する者が特定行政庁からその位置の指定を受ける場合の政令で定める道に関する基準について、地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、当該基準と異なる基準を定めることができる。
3. 所管行政庁は、延べ面積 2,000 m<sup>2</sup> の共同住宅の敷地が道路に接する部分の長さについて、建築基準法第 43 条第 1 項の規定によっては避難又は通行の安全の目的を十分に達成することが困難であると認めるときは、条例で、必要な制限を付加することができる。
4. 特定行政庁は、道路の上空に設けられる病院の渡り廊下で、患者の通行の危険を防止するために必要なものを許可する場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。
5. 都市計画区域の指定により建築基準法第 3 章の規定が適用されるに至った際に建築物が立ち並んでいる幅員 2.7 m の道を、建築基準法上の道路とみなすものとして特定行政庁が指定する場合、土地の状況に因りやむを得ない場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得て、当該道路の境界線とみなす線の「道路の中心線からの水平距離」を別に指定することができる。

【No.11】(イ)欄に掲げる用途地域内において、(ロ)欄に掲げる建築物を新築しようとする場合、建築基準法第48条の規定により、**特定行政庁の許可を受けなければ建築することができない**ものは、次のうちどれか。ただし、用途地域以外の地域、地区等の指定はなく、また、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとする。

	(イ)	(ロ)
1.	第一種低層住居専用地域	延べ面積90m <sup>2</sup> 、地上2階建ての喫茶店兼用住宅(喫茶店の用途に供する部分の床面積の合計が50m <sup>2</sup> )
2.	第一種中高層住居専用地域	延べ面積500m <sup>2</sup> 、地上2階建ての宅地建物取引業を営む店舗
3.	第一種住居地域	延べ面積5,000m <sup>2</sup> 、地上6階建ての警察署
4.	準工業地域	延べ面積5,000m <sup>2</sup> 、平家建ての圧縮ガスの製造工場(内燃機関の燃料として自動車に充填するための圧縮天然ガスに係るもの)
5.	工業専用地域	延べ面積300m <sup>2</sup> 、地上2階建ての診療所

【No.12】日影による中高層の建築物の高さの制限(以下、「日影規制」という。)、建築物の高さの限度又は建築物の各部分の高さの制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物の敷地の地盤面が隣地の地盤面より1m以上低い場合において、建築基準法第56条第7項による計算を適用する場合、算定する位置は、当該高低差から1mを減じたものの $\frac{1}{2}$ だけ高い位置にあるものとみなす。
2. 地方公共団体は、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域であっても、条例で日影規制の対象区域とすることができますが、商業地域については、対象区域とすることができます。
3. 同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、これらの建築物を一の建築物とみなして、日影規制を適用する。
4. 日影規制において、平均地盤面とは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3mを超える場合においては、その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面とする。
5. 建築物が建築基準法第56条第1項第二号に掲げる二つの異なる地域にわたる場合において、隣地高さ制限については、それぞれの地域の規制が適用される。

【No.13】階別及び用途別の床面積が下表のとおりである地下1階、地上5階建ての共同住宅を新築する場合、建築基準法上、**容積率の算定の基礎となる延べ面積**は、次のうちどれか。ただし、高層住居誘導地区の指定はないものとし、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく認定特定建築物には該当しないものとする。

共同住宅の階別及び用途別の床面積(単位: m<sup>2</sup>)

階	住戸	共用の廊下、階段及びエレベーターの昇降路	自動車の駐車場	自転車の駐輪場	防災備蓄倉庫	合計
5階	500	100	0	0	0	600
4階	550	100	0	0	0	650
3階	600	100	0	0	0	700
2階	600	100	0	0	0	700
1階	300	150	50	300	100	900
地下1階	200	100	650	0	0	950
合計	2,750	650	700	300	100	4,500

(注)地盤面は、地下1階の天井の高さの位置にあるものとする。

1. 2,550 m<sup>2</sup>
2. 2,560 m<sup>2</sup>
3. 2,660 m<sup>2</sup>
4. 2,860 m<sup>2</sup>
5. 3,060 m<sup>2</sup>

【No.14】防火地域又は準防火地域内の建築物等(国土交通大臣の認定を取得したものは除く。)に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 防火地域に新築する延べ面積  $1,800\text{ m}^2$ 、地上3階建てのホテルを延焼防止建築物とする場合、外壁においては、90分間準耐火構造としなければならない。
2. 防火地域及び準防火地域にわたる建築物(過半が準防火地域内であり、防火地域外で防火壁で区画されていないもの)で、延べ面積  $100\text{ m}^2$ 、地下1階、地上2階建ての事務所の用途に供するものは、耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。
3. 準防火地域内にある木造建築物等に附属する高さ2mを超える門で、延焼のおそれのある部分の構造は、不燃材料で造り若しくは覆ったもの又は道に面する部分を厚さ21mm以上の木材で造ったものとしなければならない。
4. 準防火地域内に新築する延べ面積  $2,100\text{ m}^2$ 、地上3階建ての事務所(各階の床面積  $700\text{ m}^2$ )は、耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。
5. 防火地域内の自動車車庫の用途に供する開放的簡易建築物の主要構造部である柱及びはりは、準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られていなければならない。

【No.15】次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 景観法第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された建築物のうち、良好な景観の保全のためその位置又は構造をその状態において保存すべきものについては、市町村は、景観法の施行のため必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、特定防災街区整備地区内であっても耐火建築物等又は準耐火建築物等とする制限の規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこの規定による制限を緩和することができる。
2. 建築工事等を行う場合において、工事施工者は、建築のための工事をする部分が工事現場の境界線から水平距離が5m以内で、かつ、地盤面から高さが7m以上にあるときは、国土交通大臣の定める基準に従って、工事現場の周囲その他危害防止上必要な部分について落下物による危害を防止するための措置を講じなければならない。
3. 特定行政庁は、市街地に災害のあった場合において都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認めるときは、区域を指定し、災害が発生した日から、原則として、1月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。
4. 各階をホテルの用途に供する建築物で、5階以上の階の床面積の合計が  $2,000\text{ m}^2$  のものの新築工事の施工中において、当該建築物を使用する場合においては、当該建築主は、あらかじめ当該工事の施工中における当該建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。
5. 建築基準法第3条第2項の規定により建築基準法令の規定の適用を受けない建築物について移転をする場合においては、交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと特定行政庁が認めるものであれば、同一敷地内の移転でなくても、同条第3項の規定にかかわらず、建築基準法令の規定は、適用しない。

【No.16】次の記述のうち、消防法上、誤っているものはどれか。ただし、特に記載のない場合は、防火対象物には地階及び無窓階はなく、指定可燃物の貯蔵及び取扱いはないものとする。また、消防法施行令第29条の4に規定する基準、同施行令第32条に規定する基準の特例及び総務大臣の認定は考慮しないものとする。

1. 消火器具を設置しなければならない防火対象物の10階以下の部分において、スプリンクラー設備を政令に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、消火器具の設置個数を減少することができる。
2. 平屋建て、延べ面積1,300m<sup>2</sup>の工場の用途に供する防火対象物で、その特定主要構造部を耐火構造としたものには、屋内消火栓設備を設置しなくてもよい。
3. 地上3階建て、延べ面積500m<sup>2</sup>の養護老人ホームの用途に供する防火対象物で、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有しないものには、原則として、全ての階にスプリンクラー設備を設置しなければならない。
4. 地上5階建ての建築物で、1階から2階を飲食店の用途に、3階から5階を共同住宅の用途に供する複合用途防火対象物には、その延べ面積にかかわらず、原則として、全ての階に自動火災報知設備を設置しなければならない。
5. 地上7階建てのホテルの用途に供する防火対象物には、その延べ面積にかかわらず、原則として、全ての階に避難口誘導灯を設置しなければならない。

【No.17】次の記述のうち、関係法令上、誤っているものはどれか。

1. 「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」上、建築主は、床面積の合計が 120 m<sup>2</sup> の一戸建ての住宅を新築しようとするときは、当該建築物を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。
2. 「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」上、適合判定通知書の交付を受けた者は、建築基準法に基づく確認の申請書を建築主事等に提出するときに、併せて適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。
3. 「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」上、建築主は、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をして要確認特定建築行為をしようとするときは、原則として、その工事に着手する前に、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出して、所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。
4. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、床面積の合計が 2,000 m<sup>2</sup> の映画館の新築に当たって、建築確認の申請を受けた指定確認検査機関は、建築物移動等円滑化基準に適合する計画であることを確認しなければならない。
5. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える面積については、当該認定特定建築物の延べ面積の  $\frac{1}{10}$  を限度として、建築基準法に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には算入しないものとする。

